

# 「指定訪問介護事業所」「第1号訪問事業所」

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第3470700208号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護（第1号訪問事業（竹原市介護予防訪問介護相当サービス）を含む。以下同様とする。）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※第1号訪問事業（竹原市介護予防訪問介護相当サービス）は、以下、「第1号訪問事業サービス」とします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方及び、「事業対象者」が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆目次◆

1. 事業所経営法人	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～9
6. サービスの利用に関する留意事項	9～10
7. 苦情の受付について	10～11
8. 緊急時の対応	11
9. 事故発生時の対応	11

社会福祉法人 的場会  
訪問介護事業所まとば

### 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 的場会
(2) 法人所在地	広島県竹原市港町四丁目5番1号
(3) 電話番号	0846-22-8017
(4) 代表者氏名	理事長 中川康子
(5) 設立年月	昭和55年10月27日
	昭和55年9月18日 厚生大臣認可 第818号

### 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定訪問介護事業所 平成12年4月1日 広島県指定第3470700208号
	第1号訪問介護事業所 平成28年4月1日
(2) 事業の目的	訪問介護の事業は、ご利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。
(3) 事業所の名称	訪問介護事業所まとば
(4) 事業所の所在地	広島県竹原市港町四丁目4番42号
(5) 電話番号	0846-23-5250
(6) 事業所長（管理者）氏名	中川勝喜
(7) 法人の経営理念	一、地域社会の福祉に貢献する。 二、お客様には親切で明るい応対をする。 三、明るく清潔な職場づくりに努力する。

### 3. 事業所の運営方針

- 一、豊かな生活のリズムの採り入れ
- 二、生活圏の拡大の確保
- 三、よりよい人間関係の施設づくり

(9) 開設年月	平成4年4月15日
(10) 関連事業	当事業所では竹原市より委託を受け、軽度生活援助事業（自立の方へのホームヘルプ事業）を実施しています。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 竹原市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休。ただし、12/30から1/3を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供可能時間	午前7時から午後7時

※上記に掲げる営業日・サービス提供可能時間以外でも、事業所が対応可能な場合はサービスの提供をすることができるものとする。

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1（兼務）		1名（兼務可）
2. サービス提供責任者	1（兼務）	1（兼務）	2名以上（兼務可）
3. 訪問介護員	1	3	2. 5名以上
(1)介護福祉士	1	2	
(2)訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者	0	0	
(3)訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者	0	1	

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付等をされる場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

☆社会福祉法人が低所得者の方の利用料金を減免する制度があります。☆

保険者より本制度に該当すると認定された方は、当事業所の負担と一部公費により利用料金が減額されます。詳しくは、お尋ねください。

☆原爆被爆者の方は公費負担の制度があります。詳しくはお尋ねください。

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割または8割または7割）が介護保険から給付等がされます。

〈サービスの概要〉

##### ○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

##### ○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画・介護予防訪問介護計画に定められます。

##### ○身体介護

入浴介助……入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。

食事介助……食事の介助を行います。

体位変換……体位の変換を行います。

通院介助……通院の介助を行います。（バス・タクシー等の交通機関を利用しての介助です）

##### ○生活援助

調理……ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

洗濯……ご利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

掃除……ご利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

買い物…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での標準的ご利用料金の一例です。

①訪問介護サービス

身体 介護	サービスに要する時間		20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満
	1. サービス利用料金		1,790円	2,680円	4,260円
2. サービス利用に係る自己負担額	1割負担	179円	268円	426円	
	2割負担	358円	536円	852円	
	3割負担	537円	804円	1,278円	
3. 集合住宅減算に係る自己負担額	1割負担	161円	242円	383円	
	2割負担	322円	484円	766円	
	3割負担	483円	726円	1,149円	
生活 援助	サービスに要する時間		20分未満	20分以上45分未満	45分以上
	1. サービス利用料金			1,970円	2,420円
2. サービス利用に係る自己負担額	1割負担	197円	242円		
	2割負担	394円	484円		
	3割負担	591円	726円		
3. 集合住宅減算に係る自己負担額	1割負担	177円	218円		
	2割負担	354円	436円		
	3割負担	531円	654円		
身体 介護 + 生活 援助	サービスに要する時間		身体30分 生活20分以上	身体30分 生活45分未満	身体1時間 生活20分以上
	1. サービス利用料金		3,400円	4,110円	4,970円
2. サービス利用に係る自己負担額	1割負担	340円	411円	497円	
	2割負担	680円	822円	994円	
	3割負担	1,020円	1,233円	1,491円	
3. 集合住宅減算に係る自己負担額	1割負担	306円	370円	447円	
	2割負担	612円	740円	894円	
	3割負担	918円	1,110円	1,341円	
介護職員処遇改善加算（I）		1割負担	利用料金の24.5%の1割負担額		
		2割負担	利用料金の24.5%の2割負担額		
		3割負担	利用料金の24.5%の3割負担額		

☆当事業所は、国の定める基準によるサービスの質の高い事業所に該当し、特定事業所加算（II）を算定しています。（所定単位数の100分の10の単位数を加算）上記の表には含まれています

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後7時まで）：25%
- ・早朝（午前7時から午前8時まで）：25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

②第1号訪問事業サービス

総合事業 (第1号訪問事業)	対象者	利用回数	月額 サービス 利用料金	集合住宅 減算に係 る月額 サービス 利用料金	負担割合	月額定額制 料金 (自己負担額)	集合住宅減算 に係る月額 定額制料金 (自己負担額)	
			1割負担	1,176円			1,058円	
事業対象者・ 要支援1	事業対 象者・ 要支援 1	週1回 利用	11,760円	10,580円	1割負担	2,349円	2,114円	
		週2回 利用	23,490円	21,140円	2割負担	4,698円	4,228円	
		週3回 以上	37,270円	33,540円	3割負担	7,047円	6,342円	
事業対象者・ 要支援2	事業対 象者・ 要支援 2	週1回 利用	11,760円	10,580円	1割負担	1,176円	1,058円	
		週2回 利用	23,490円	21,140円	2割負担	2,349円	2,114円	
		週3回 以上	37,270円	33,540円	3割負担	4,698円	4,228円	
介護職員処遇改善加算 (I)			利用料金の 24.5%の額 ①	利用料金の 24.5%の額 ②	1割負担	①の1割負担額	②の1割負担額	
					2割負担	①の2割負担額	②の2割負担額	
					3割負担	①の3割負担額	②の3割負担額	

☆第1号訪問事業サービスは、月額定額制となります。月のうち1回でもご利用されますと上記月額料金をお支払いいただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。第1号訪問事業サービスにおける「サービスに要する時間」は、当事業所は利用1回当たり概ね1時間程度とさせていただいております。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

### ③訪問介護・第1号訪問事業共通サービス

☆下記加算項目に該当する場合は上記利用料金に下記が加算されます。

	加算項目	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
・訪問介護	初回加算	1回 200円	1回 400円	1回 600円
・第1号訪問事業	緊急時訪問介護加算	1回 100円	1回 200円	1回 300円

☆初回加算：新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

☆緊急時訪問介護加算：利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又は、その他の訪問介護員等が居宅サービス計画のない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

### (2) 介護保険の給付等の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

#### ① 介護保険給付の支給限度額等を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額等を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満
		1. サービス利用料金	2,680円	4,260円
身体介護	2. 集合住宅減算に係る自己負担額	1,610円	2,420円	3,830円
	サービスに要する時間	20分未満	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	1. サービス利用料金		1,970円	2,420円
	2. 集合住宅減算に係る自己負担額		1,770円	2,180円
身体介護 + 生活援助	サービスに要する時間	身体30分 生活20分以上	身体30分 生活45分未満	身体1時間 生活20分以上
	1. サービス利用料金	3,400円	4,110円	4,970円
	2. 集合住宅減算に係る自己負担額	3,060円	3,700円	4,470円
	介護職員処遇改善加算（I）		利用料金の24.5%の額	

	加算項目	料金（自己負担）
・訪問介護 ・第1号 訪問事業	初回加算	1回 2,000円
	緊急時訪問介護加算	1回 1,000円

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後7時まで）：25%
- ・早朝（午前7時から午前8時まで）：25%

※上記の利用料は、介護保険又は、竹原市が定める金額であり、これが改定された場合は、これらの利用料も自動的に改定されます。なおその際は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

### (3) 交通費

通常の事業実施地域（竹原市）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり30円をいただきます。

### (4) 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○利用料金：1枚につき10円（カラーコピー30円）

## (5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに郵便局口座からの引き落とし、又は現金でお支払いください。

## (6) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

＜取消料について＞

利用予定日の前日17:00までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17:00以降に申し出があった場合及び申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (要支援の方は、1,488円)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

## (3) サービス実施時の留意事項

#### ・定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ・訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ・備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

## (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

#### ①医療行為

②ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 7. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情相談窓口 社会福祉法人的場会

訪問介護事業所まとば

・担当者 サービス提供責任者 後藤祐子

・電話番号 (0846) 23-5250

・受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

## (2) 苦情受付の報告

受付担当者より、苦情解決責任者・苦情解決副責任者・苦情受付責任者・第三者委員への報告を行います。第三者委員はその内容を確認し、苦情申し出人に報告を受けた旨を通知します。但し、申出者が第三者委員への報告を拒否された場合を除きます。的場会議・苦情相談対策委員会にて協議し解決への対応を行います。

## (3) 苦情解決のための話し合い

苦情には、申し出者と誠意をもって話し合い、問題の解決に努めます。その際、第三者委員の立会助言を求めることが出来ます。

- (i) 苦情内容の確認。
- (ii) 苦情解決の調整、助言
- (iii) 話し合いの結果と改善事項の確認

## (4) 苦情解決のための体制

的場会議・苦情相談対策委員会

委員会	体制	人数
委員長	苦情解決責任者	1名
副委員長	苦情解決副責任者	1名
委員	苦情受付責任者	3名
委員	苦情窓口担当	15名
外部委員	第三者委員	3名

## (5) その他関係行政機関

竹原市役所 地域支えあい推進課 介護保険係	所在地 竹原市中央5丁目6番28号 電話番号 (0846-22-7743)
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 (082-554-0783)

※上記いずれも受付時間:月曜日~金曜日 8:30~17:15(但し、祝日、12/29~1/3 を除く)

## 8. 緊急時における対応

(1) 訪問介護従事者は、訪問介護を実施中にご利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族、主治医に連絡する措置を講ずるとともに管理者に報告します。

① 主治医 【 病院・医院】担当医【 先生】  
電話番号【 】

## 9. 事故発生時の対応

(1) 業務中に発生した各種事故に対して、利用者主治医の指示を仰ぎ家族等関係者へ連絡し、契約者並びに保険者関係機関等へ状況の報告と必要な対応を行います。

(2) 当事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償をいたします。

(3) 事故の概略、処理結果を記録に残し分析することで、原因究明を行います。

(4) 事故原因をもとに、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 10. 連絡方法

お客様とのご連絡は第1連絡方法として電話で行わせて頂きますが、お電話が直ぐに繋がらない場合などに備えて、第2の連絡方法をご登録頂き、お客様の利便性と迅速・確実な連絡体制を作りますので、下記の3つの連絡方法からご希望の連絡方法を1つお選び下さい。

- ① LINE
- ② ショートメール
- ③ 電子メール

登録方法は別途ご案内します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問介護事業所まとば  
説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

利用者との続柄 ( )

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条、  
厚生労働省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用  
申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## 個人情報使用同意書

### （訪問介護事業所まとば）

#### 1. 使用する目的

社会福祉法人 的場会が運営する事業所において、個人情報保護法の規程に従い、  
厳正なる管理運用することを前提とした個人情報の使用を目的とする。

##### （1）介護関係事業所内での情報利用

- ア) 利用者へのサービスを円滑に提供するための利用  
サービス提供責任者および訪問介護員による連絡調整、その他の連絡調整など
- イ) 利用者にかかる事業所管理業務のための利用  
契約等の管理、会計経理、事故報告、介護サービス向上のため
- ウ) 保険事務のための利用  
介護保険（請求等目的）、医療保険（受診等目的）
- エ) 家族への心身状況等説明のための利用

##### （2）他の関係事業所への情報提供

- ア) 居宅サービス事業所および居宅介護支援事業所  
サービス担当者会議、照会への回答、他事業所との連携
- イ) 医療機関  
受診、入院、医療機関との連携
- ウ) レセプト審査機関  
レセプト請求、照会への回答
- エ) 保険者  
照会への回答など
- オ) 保険会社  
損害賠償などに関する相談および請求など

##### （3）その他の使用

- ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用
- イ) 実習生受入れによる閲覧使用 ※使用前には必ず事前確認を行う
- ウ) ホームページ、SNS、広報誌への掲載使用及び外部の取材（テレビ・新聞等）  
への提供 ※使用前には必ず事前確認を行う

#### 2. 使用する期間

契約開始時から契約終了時まで有効とする。

#### 3. 使用にあつての条件

- （1）個人情報の提供は、1.に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際  
は、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- （2）個人情報を使用した使途（会議、相手方、内容等）の経過を記録する。

#### 4. 個人情報の定義

個人情報とは、利用者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものという。

#### 5. 同意の内容の変更

同意内容の変更または解除の申し出があった場合、本個人情報使用同意書の契約内容を直ちに変更または解除することができる。

以上

私（利用者およびその家族等）の個人情報については、上記記載するところにより、必要最小限の範囲で以下の項目について使用することに同意します。

（※該当する項目の□にチェック）

- 上記1. (1) 介護関係事業所内での情報利用.....□  
(2) 他の関係事業所への情報提供.....□  
(3) その他の使用  
  ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用.....□  
  イ) 実習生受入れによる閲覧使用.....□  
  ウ) ホームページ、SNS、広報誌への掲載使用及び  
     外部の取材（テレビ・新聞等）への提供.....□

訪問介護事業所まとば 宛

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_  
                  氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）  
住 所 \_\_\_\_\_  
                  氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

家 族 の 代 表（続柄：      ）  
住 所 \_\_\_\_\_  
                  氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

＜重要事項説明書付属文書＞

#### 1. 関連事業

当法人では、次の事業を実施しています。

☆介護保険関連事業☆

[介護老人福祉施設] 特別養護老人ホーム 濑戸内園  
平成12年4月1日 指定広島県3470700232号 定員53名

[短期入所生活介護] [介護予防短期入所生活介護] 短期入所生活介護事業所 まとば  
平成12年4月1日 指定広島県3470700224号 定員13名

[通所介護] [第1号通所事業] 通所介護事業所 まとば  
平成12年4月1日 指定広島県3470700216号 定員40名

[居宅介護支援事業] 居宅介護支援事業所 まとば  
平成12年4月1日 指定広島県3470700059号

[通所介護] [第1号通所事業] 通所介護事業所 明珠  
平成23年5月1日 指定広島県3470700539号 定員25名

[短期入所生活介護] [介護予防短期入所生活介護] 短期入所生活介護事業所 楽受  
平成23年5月1日 指定広島県3470700547号 定員25名

[認知症対応型共同生活介護] [介護予防認知症対応型共同生活介護]  
グループホーム まとば

令和5年10月1日 指定竹原市3490  
700089号 定員9名

☆介護保険外事業☆

[軽費老人ホーム（A型）] 軽費老人ホームコーポまとば  
昭和56年6月15日開設 定員50名

[サービス付高齢者向け住宅] サービス付高齢者住宅 宝樹  
平成23年4月1日開設 戸数40戸

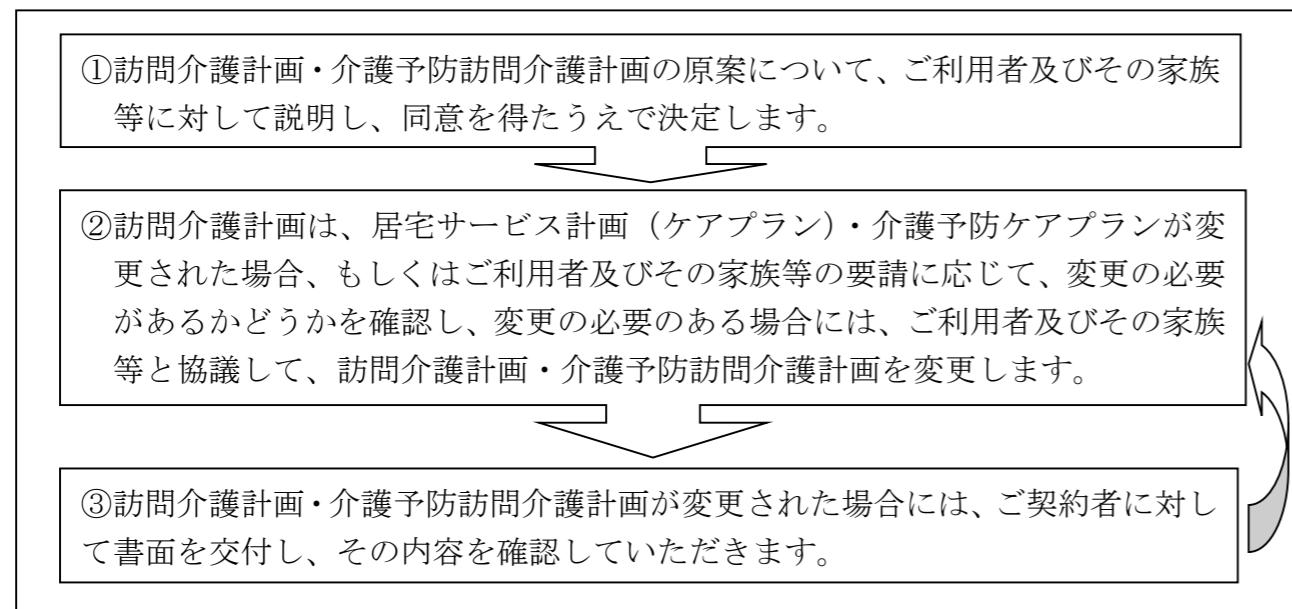
☆竹原市委託事業

[在宅介護支援センター] 在宅介護支援センターセとうち  
[障害者デイサービス] 濑戸内デイサービスセンター

当法人の他事業についてのご相談は、  
通話料無料＜総合相談電話＞0800-200-9670まで

## 2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」もしくは「介護予防ケアプラン」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」もしくは「介護予防訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



### ②介護認定において「要支援」の認定を受けている場合

- 地域包括支援センターの紹介等必要な支援を行います。
- 介護予防訪問介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いただきます。（償還払い）

#### 介護予防ケアプランの作成

- 作成された介護予防ケアプランに沿って、介護予防訪問介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 全額支払の領収証と、サービス提供証明書を発行致しますので、保険者（市町）に提出し、償還払いをお受け下さい。

(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」又は、「介護予防ケアプラン」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

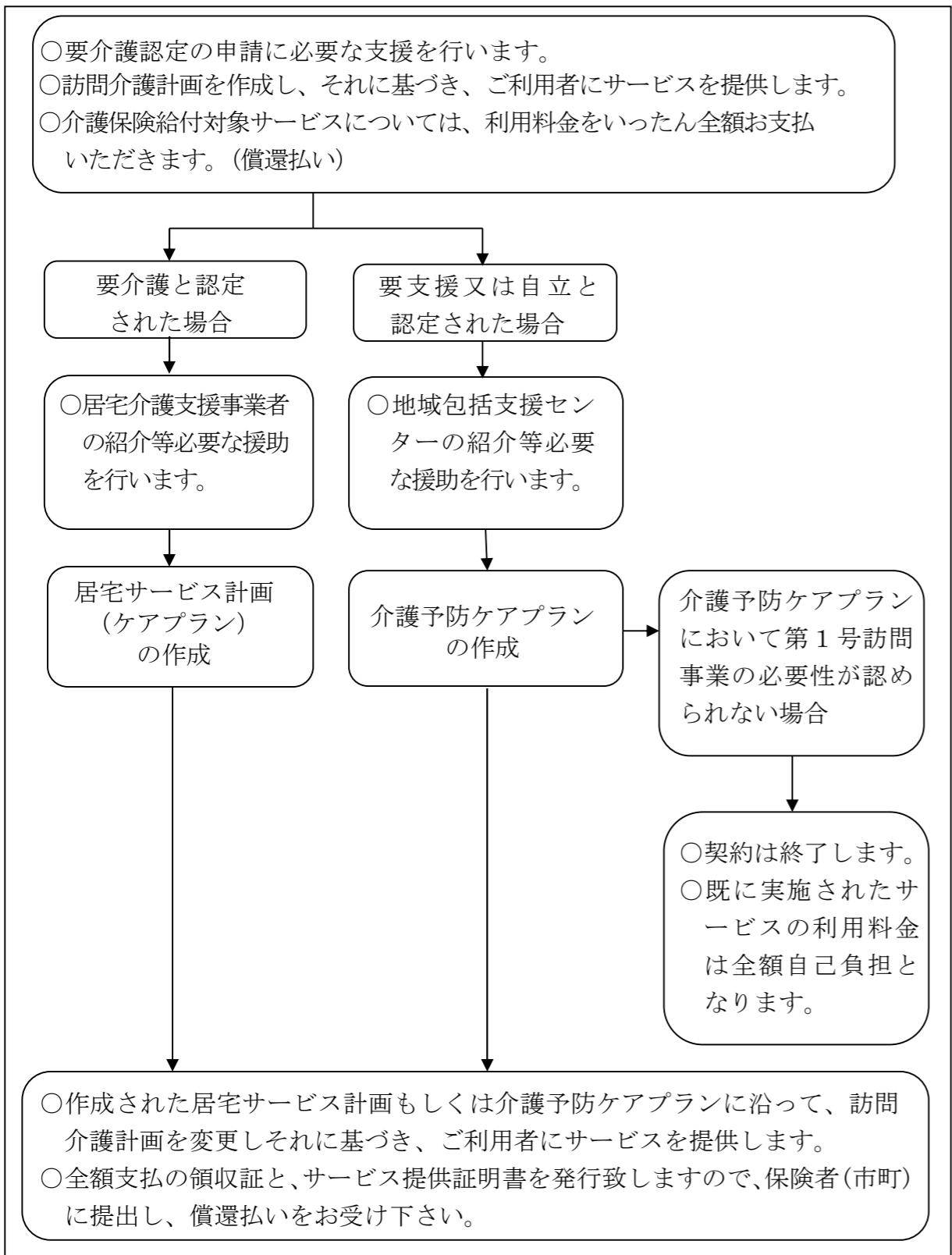
#### ①介護認定において「要介護」の要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な援助を行います。
- 訪問介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

#### 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 全額支払の領収証と、サービス提供証明書を発行致しますので、保険者（市町）に提出し、償還払いをお受け下さい。

### ③要介護認定を受けていない場合



### 3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

### 4. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合

(詳細は以下(1)をご参照下さい。)

⑦事業者から契約解除を申し出た場合

(詳細は以下(2)をご参照下さい。)

#### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②ご利用者が入院された場合

③ご利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合

⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。